



司法省總第一二六號附屬
地方裁判所檢事局書記規則

1279



414
A2694
3



目錄

第一節	通則
第一條	書記課組織
第二條	職務總則
第三條	到來書類
第四條	記錄ノ調製、記錄號
第五條	日記、事務番號
第六條	記錄帳簿
第七條	庶務記錄帳簿
第八條	書類ノ差出及其取扱、定期簿
第九條	命令ノ實行
第十條	執達吏トノ事務交通執達委任簿
第二節	民事



大正十一年四月
限正
候
郵
寄
贈

司
去
省

第十一條 檢事關係訴訟事件簿

第三節 刑事

第十二條 內部事務ノ區域

第十三條 手扣記錄

第十四條 前手續事件簿

第十五條 刑事事件簿

第十六條 受刑人見出簿

第十七條 刑事控訴事件簿

第十八條 共助事件簿

第十九條 物品受渡簿

第四節 附則

第二十條 第二十一條 附則

書記課組

地方裁判所檢事局書記規則

第一節 通則

第一條 地方裁判所檢事局ニ書記課(裁判所構

成法第八條)ヲ設ク

書記課ハ必要アルニ從ヒ之ヲ數部ニ分ツコ

トヲ得

書記ハ互ニ代理ヲ爲シ又事務繁多ナルトキ

ハ相補助スヘシ

書記課ニ雇員ヲ置キタルトキハ淨書、謄寫及

記録編綴ニ從事セシメ其他書記ノ事務ヲ補

助セシムルコトヲ得

第二條 書記ハ調書、文書起檢事ノ命ニ依リ及謄本

ヲ作り罰金、科料、過料、訴訟費用、沒收物品及追

職務總則

徵金ノ徵收ヲ爲シ記録及書類ノ整頓保存ヲ掌リ帳簿及表ヲ作り其他事務取扱上必要ナル事務ニ服スヘシ

監督書記ハ主トシテ司法行政ニ係ル事務ヲ執リ且統計ニ係ル事務ヲ總括スヘシ

監督書記差支ノ場合ニ於テハ檢事正ノ指定シタル書記其職務ヲ行フ

第三條 到來ノ封書檢事局宛ノモノハ檢事正之ヲ開披シ書記課宛ノモノハ書記之ヲ開披ス

書類ヲ受付クルトキハ書記其外面ノ見易キ所ニ年月日ヲ記入シ附屬ノ文書アルトキハ其數ヲ附記スヘシ

第四條 同一ノ民事、刑事ノ事件ニ關スル書類ニ付記録ヲ作ル又同種ノ事件ニ關スル書類ハ類聚記録又ハ庶務記録ト爲スコトヲ得

各記録ニハ記録號ヲ附ス庶務記録ノ記録號ハ庶務記録帳簿ノ節ノ數字及其番號ヲ以テ之ヲ作ル(例ヘハ第壹節ノイノ第一號ナレハ「壹イ一」ト記スルノ類ノ如シ)其他ノ記録ノ記録號ハ各事件簿ノ符號文字及進行番號ニ事務年度ノ年數ヲ加ヘ之ヲ作ル(例ヘハ「二三、(一六)」ト記スルノ類ノ如シ)

記録ハ每葉丁數ヲ附ス其表紙ハ厚紙ヲ用ユヘシ檢事長ハ或ル種類ノ事件ニ付定式ノ表紙ヲ用ヒサルコトヲ定メ且通常ノ紙ノ表紙

ヲ用ユルコトヲ定ムルヲ得
 表紙ニハ検事局及事件ノ名民事ノ原被告人
 又ハ刑事ノ被告人ノ氏名并ニ記録號ヲ記ス
 ヘシ記録號ハ區裁判所ヨリ差出シタル記録
 ニモ亦之ヲ記ス勾留事件ハ勾留事件タルコ
 ト其他特別ニ至急ヲ要スル事件ハ至急事件
 タルコトヲ記スヘシ
 記録ヲ既濟トシテ藏置スルコトハ事件終局
 ノトキ檢事ノ命令ニ從ヒ之ヲ爲ス
 記録ノ表紙ニハ既濟トシテ藏置スル年度及
 保存ノ終ハル年ヲ記スヘシ
 刑事ニ付控訴審及抗告審ニ於テ成立チタル
 書類ハ他ノ命令ナキトキハ第一審ノ記録ニ

併合ス
 類聚記録ハ一年間ヲ一冊又ハ數冊ニ編綴シ
 其表紙ニハ單ニ事件ノ名既濟トシテ藏置ス
 ル年度及保存ノ終ル年ヲ記スルコトヲ得
 第五條 書類ノ受授ヲ明ラカニスル爲書式第
 一號ニ從ヒ日記ヲ作ル此日記ニハ總テノ書
 類ヲ登記ス但送達證書ハ檢事命令ノ記載ヲ
 要スルトキノミ之ヲ登記ス附屬書類ハ特別
 ノ必要アルトキ又ハ錯誤ヲ防クニ必要ナル
 トキノミ或ル書類ニ附屬スルモノナルコト
 ヲ記ス(例ヘハ五六ニト記シ第五十六號書類
 ニ附屬ノ旨ヲ示スノ類ノ如シ)
 記録號ト日記番號ト併記シ事務番號ト爲

ス事務番號ハ各書類ノ第一丁ノ右ニ附ス
 日記ノ登記ハ到來ノ日之ヲ爲スコトヲ要ス
 書類到來ノ日主務書記ノ手ニ達セサルトキ
 ハ第二欄ニ兩日ヲ記スヘシ
 記録ノ初メニハ番號目錄紙ヲ附スヘシ目錄
 紙ニハ年度ヲ題記シ次ニ日記ノ番號ヲ順次
 ニ記スヘシ處分濟ノ書類ヲ記録ニ綴込又ハ
 之ヲ他ニ遞付スルトキハ目錄ノ番號ヲ抹消
 シ且書類ヲ他ニ遞付スル場合ニ於テハ其遞
 付先ヲ記スヘシ
 第八欄ハ同欄ニ記シタル事務ノ一年間ノ數
 ヲ容易ニ知り得ル爲ニ設ク事件ヲ前手續事
 件簿ニ登記シタルトキ即チ事實ヲ取調フル

爲ノ手續ヲ爲シタルトキハ第八欄「ロ」ノ小欄
 ヲ用ヒス
 書類書記課ニ在ル間ハ其取扱手續ニ付證明
 ヲ要セス第九欄ハ書記課ヨリ他ニ遞付スル
 トキノミ之ヲ用ユ
 第六條 記録ハ帳簿(即チ事件簿)ニ登記シ且其
 登記ノ順序ニ從ヒ之ヲ保存ス
 帳簿ハ一年一冊ト爲スヲ例トス然レモ事務
 年度終リタル後前年度ノ分ト合綴スルハ便
 宜ニ任ス
 一年間帳簿ニ記載シタル結果ハ年末ニ至リ
 集合シテ事務一覽表ニ掲クヘシ新タニ調製
 スル帳簿ニ記録ヲ移記スルコトハ(此場合ニ

ハ從來ノ記録號ヲ附スヘシ第三年ノ初メニ於テ尙ホ未済ナルトキニ限り之ヲ爲ス前年ノ帳簿ニ月日ヲ記入スルトキハ其記入ノ年ヲ附記スヘシ

第七條 庶務記録ノ帳簿ハ書式第二號ニ從ヒ之ヲ作ル

庶務記録帳簿ハ事件ノ種類ニ從ヒ數節ニ分チ之ヲ記ス

庶務記録トハ司法ノ行政及監督事務ニ屬スル記録其他特別ノ規程ニ係ル帳簿ニ載スヘカラサル一切ノ記録ヲ謂フ

第八條 到來書類ハ記録又ハ關係書類ヲ添附

シ 檢事命令ヲナス爲差出スヘシ送達證書ハ檢事命令ノ記載ヲ要スルトキ又ハ書記其職務上ノ調査ニ依リ正式ノ送達ナカリシコトヲ見出シタルトキ之ヲ差出スヘシ

事務取扱中ノ書類ハ事務取扱上經過ノ程度ニ從ヒ之ヲ區別ス例ヘハ

一 事務番號ヲ附スヘキ書類(新事件)

二 檢事命令ヲナス爲ニ差出スヘキ書類

三 寫字生、執達吏等ニ交付スヘキ書類

四 既済ノ書類

事務取扱中ノ書類ニハ之ニ屬スル記録又ハ關係書類ヲ添附ス特別ノ原因殊ニ記録及其附屬書類ノ大部ナル爲ニ分離ヲ要スルトキ

第九條

抹消シ之ヲ表示スヘシ
檢事ヨリ起草ヲ命セラレタル文書ハ

ハ之ヲ合併スルヲ得ルニ至ルマテ各別ニ之
ヲ保存ス
書棚并ニ書類入ノ外ニハ現ニ取扱中ノ事務
ニ屬スル記録及書類ニ限り之ヲ置クコトヲ
得
期日及期間ハ書式第三號ニ從ヒ作ルヘキ定
期簿ニ書記之ヲ掲クヘシ進行番號ハ登記ヲ
爲ス日毎ニ數字ノ一ヲ以テ始ム
記録ハ檢事ヨリ他ノ命令ナキトキハ期日ヨ
リ二十四時間前ニ差出スヘシ
記録ヲ檢事ニ差出シタルトキハ進行番號ヲ
抹消シ之ヲ表示スヘシ

解シ易キ官用ノ文章ヲ以テ之ヲ記シ其文書
ニハ事件ノ標目及事務番號ヲ附記シ且欄外
ニ取扱ノ種類(例ヘハ郵便ニ付スル送達郵便
ニ依ル送達書留郵便執達吏ニ依ル送達無手
數料送達送付等)ヲ記シ之ニ從ヒ淨書及謄本
ヲ作ル此場合ニ於テ執達吏ハ其受取ルヘキ
書類ニ依リ何人ノ委任ニ依リ何人ニ送達ス
ヘキカ又如何ナル手續ニ依リ送達スヘキカ
又至急ヲ要スルヤ否ヲ知ルヘキモノトス右
ニ付書記ハ書類ニ必要ナル附記ヲ爲スヘシ
送達及交付ノ種類ハ略語ヲ以テ記スルコト
ヲ得
官廳ヘノ回答書ニハ其官廳ノ事務番號ヲ記

スヘシ書式ヲ用ユヘキトキ之ヲ命令ニ掲ケ
 サルトキハ書記其書式ヲ記スルコトヲ要ス
 (例ヘハ書式「二五」ト記シ書式第二十五號ニ
 從フヘキコトヲ示スノ類ノ如シ)
 書記ハ檢事ノ署名スヘキ書面ニ檢印シテ誤
 謬ナキコトヲ證スヘシ
 書記ハ遲滯ノ恐レアルトキ又ハ費用ヲ節減
 シ得ヘキトキハ郵便ニ依リ送達ヲ爲サシム
 ヘキモノトス(民事訴訟法第百三十六條第三
 項第四項刑事訴訟法第十九條)但特ニ執達吏
 ノ送達ヲ要スヘシト思料スルモノハ此限ニ
 在ラス
 送達證書ヲ要セサル送達法律ヲサノ規程ニハ郵便

ヲ以テ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ廷丁ヲ
 シテ郵送シタルコトヲ證セシムヘシ
 裁判所掲示板ニ貼附スヘキ書類ハ掲示板ヲ
 掌トル書記ニ交付スヘシ
 第十條 書記ト執達吏トノ委任授受ハ可成口
 頭ニテ之ヲ爲スヘシ
 直チニ執行スヘキ委任ハ執達吏ニ送付ス其
 他ノ委任ハ閉鎖スヘキ書函ニ書類ヲ差入ル
 ルヲ以テ之ヲ爲ス書函ノ鍵ハ書記執達吏各
 一箇ヲ持ツモノトス
 書函ハ委任ニ關スル書類ヲ差入ル、爲書記
 課中ニ之ヲ設ク
 書記ハ委任ニ關スル書類ヲ書函ニ差入ル、

トキ相當ノ區別ヲ爲シ置ク可シ(例ヘハ送達、
送付、執行、特別ノ官ノ委任ノ類ノ如シ)
執達吏ハ定マリタル時間ニ書記課ニ出頭シ
且求アリタルトキハ委任ノ取扱ニ付細報ヲ
爲シ新委任ニ付遺漏不完全ノコトアルトキ
ハ質問ヲ爲スヘシ
書記ト執達吏トノ委任授受ニ付テハ書面ヲ
以テ證スルヲ要セス若シ之ヲ必要トスルハ
ハ書式第四號ニ從ヒ執達委任簿ヲ作ルヘシ
委任授受ニ委任簿ヲ用ユルトキハ委任書類
ニ其帳簿ヲ添ヘ書函ニ差入ルヘシ

第二節 民事

第十一條 檢事關係訴訟事件ノ帳簿ハ書式第

五號ニ從ヒ之ヲ作ル記録號ヲ作ルニハ第一
欄ニ記シタル進行番號ヲ用ユ第四欄ハ第五
欄ノ「イ」及「ロ」ニ掲ケタル事件ニ關スルトキ
ミ之ヲ用ユ
第五第六第七ノ三欄中唯一ノ小欄ノミ記入
ス婚姻及養子縁組事件ニ付數種ノ申立アル
場合ニ於テ上欄ニ記入シタルトキハ下欄ヲ
用ヒス(例ヘハ婚姻ノ無効及離婚ノ申立ヲ爲
シタルトキハ第六欄ノ「ロ」ニノミ記入スルノ
類ノ如シ)
第五欄乃至第七欄ニ記スヘキ進行番號ハ各
小欄ニ付數字ノ一ヲ以テ始ム第八欄モ亦同
シ若シ準禁治産事件ノ訴訟ナルトキハ其番

號ノ側ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ(第五欄ノ「ハ」
及「ニ」)

第八欄ニ記スル事件ハ民事訴訟法第四十二
條ノ區別ニ從ヒ備考ノ欄ニ之ヲ表示スヘシ
本條ノ事件ニ付テハ類聚記録ヲ作ル

第三節 刑事

第十二條

記録ノ調製及保存、刑事ニ於ケル記
録帳簿ノ取扱ハ地方裁判所書記規則ニ於テ
地方裁判所書記ノ主掌ニ屬セサルモノハ檢
事局書記之ヲ爲ス

檢事局書記ハ記録ノ差出ニ付刑事部、豫審判
事及受命判事ノ命令ニ從フヘシ
區裁判所檢事局檢事ニ付テノ抗告ノ取扱ハ

檢事局書記課ニ屬ス之ニ關スル記録ノ調製
ハ檢事正ノ命令ニ從フ

第十三條

記録ヲ他官廳ニ遞付シ又ハ刑事部
ニ差出ストキ特ニ命セラレタル書類(原本又
ハ謄本)ハ之ヲ殘シ置クヘシ此書類ハ記録ノ
返還アルヘキ場合ニ於テハ其記録ヲ置クヘ
キ場所ニ之ヲ置キ後日命令ニ從ヒ本記録ニ
附シ又ハ類聚記録ニ附スヘシ
檢事局ニ付特別ノ手扣記録ヲ作ルトキハ其
調製ノ旨ヲ記録帳簿備考ノ欄ニ略記スヘシ
控訴審及抗告審ニ於テ成立チタル書類ニシ
テ本記録ニ併合スヘカラサルモノハ區裁判
所檢事ノ記録ニ附スヘシ

第十四條 前手續事件ノ帳簿ハ書式第六號ニ從ヒ之ヲ作ル前手續ニ關スル書類ハ特ニ記錄調製ノ命ナキトキハ類聚記錄ト爲ス

第一 搜查手續

搜查手續ニ付テハ(刑事訴訟法第四十六條乃至第六十一條)第一欄乃至第四欄ヲ用ユ檢事犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シ且搜查ノ手續ヲ必要トスルトキハ被告人ノ誰タルコトヲ知ル能ハサル場合ト雖モ之ヲ本帳簿ニ登記ス被告人ノ氏名ハ知り得ルニ隨ヒ第二欄ニ記ス

檢事搜查手續ヲ停止シタル後更ニ訴ヲ起ストキハ第四欄ノ記入ヲ抹消シ備考ノ欄ニ其

事由ヲ略記スヘシ

豫審ヲ請求シタルトキハ第三欄ニ記シタル月日ヲ抹消シ統計ノトキ豫審事件トシテ數フヘシ

第二 豫審

豫審ニ付テハ第八欄ヲ用ユ

第三 前手續結局後ニ係ル手續

豫審ヲ求メタルトキハ重罪トシ若ハ輕罪トシテ豫審ヲ求メタルコト及其月日ヲ第六欄ニ記スヘシ

豫審終結ノ決定ハ第九欄ニ記スヘシ刑事訴訟法第六十六條及第六十七條第一項前段ノ場合ニ於テハ其裁判所ノ名ヲ第九欄「イ」

ニ記シ刑事部ニ於テ公判ヲ開キタルトキハ
 同欄ニ刑事事件簿ノ進行番號ヲ記ス
 免訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テハ第九欄
 「ロ」ニ記スヘシ
 數罪俱發ノ場合ニ於テ其一罪ニ付公判ヲ開
 キタルトキハ第九欄ノ「ロ」ヲ用ヒス數人ニ對
 シ前手續ヲ爲シタル場合ニ於テ其中一人ニ
 對シ公判ヲ開キタルトキモ亦同シ
 捜査手續ヲ爲シ被告事件區裁判所ニ起訴ス
 ヘキモノナルトキハ第五欄ヲ用ユ
 第四 前手續ノ終局
 檢事捜査手續ヲ停止シ(第四欄)又ハ豫審判事
 免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキハ(第九欄)第十欄

ノ「イ」及「ロ」ニ記シ其記録ハ帳簿ノ順ヲ以テ保
 存スヘシ
 檢事ヨリ記録ヲ區裁判所檢事ニ送付シタル
 トキ(第五欄)「イ」及「ロ」ハ其手續ハ帳簿上終局
 ト看做ス
 公判ヲ開キタルトキハ(第九欄)「イ」其記録ハ
 公判ノ記録ノ一部分又ハ附屬書類ト爲ル
 前項ノ外他ノ裁判所ノ管轄ナルニ因リ記録
 ヲ送付スルトキハ備考ノ欄ニ其事由ヲ略記
 スヘシ
 第五 捜査ノ手續ナキ公判
 檢事別ニ事件ノ捜査ヲ命セスシテ公判ヲ請
 求シタルトキモ亦其事件ヲ第六欄第七欄ニ

記スヘシ

第十五條 刑事事件ノ帳簿ハ書式第七號ニ從

ヒ之ヲ作ル

第五欄ニ記スヘキ番號ハ各小欄(イ、ロ)ニ付數

字ノ一ヲ以テ始ム記録號ハ其小欄ノ符號文

字ト數字ヲ以テ作ル(例ヘハ廿三年重罪事件

第一號ナレハ二三(ト)一ト記スルノ類ノ如シ

被告人一人ニ對シ數罪ノ爲公判ヲ開キタル

トキハ尤モ重キ刑ニ該ルヘキ犯罪ノミヲ第

四欄ニ記ス

帳簿ハ刑事部ノ數ニ應シテ之ヲ作ル

第六欄ニハ事件ノ終局シタル裁判所ノ小欄

ノミヲ記ス其記入ニハ記録號ニ用ユル第五

欄ノ符號文字ヲ用ユ

控訴裁判所原判決ヲ取消シタルトキハ備考

ノ欄ニ之ヲ略記スヘシ

上告裁判所原判決ヲ破毀シタルトキモ亦備

考ノ欄ニ之ヲ略記シ且上告裁判所其事件ヲ

自ラ判決シ又ハ原裁判所或ハ他ノ裁判所ニ

移シタルコトヲ記スヘシ他ノ裁判所ニ移シ

タル場合ニ於テ事件ハ帳簿上終局ト看做シ

第六欄ノ「ニ」ヲ記ス

重罪輕罪違警罪ニ付刑ノ言渡確定シタルト

キハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名、年齢、身分、

職業、住所、現在地、住所、キナ、出生ノ地、罪名、刑名、刑

期、犯數、刑ノ言渡ヲ爲シタル年月日及對審、關

席ノ區別ヲ記シタル判決ノ通知書ヲ作り其
住所又ハ現在地ノ地方裁判所檢事局ニ送致
スヘシ
右送致ヲ受ケタル檢事局ノ書記ハ檢事正ノ
命ヲ受ケケ其旨ヲ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ住
所又ハ現在地ノ市町村長ニ通知スヘシ
第十六條 受刑人見出ノ帳簿ハイロハ分ヲ以
テ書式第八號ニ從ヒ之ヲ作ル
受刑人見出ノ帳簿ニハ刑事事件簿ニ依リ刑
ヲ言渡サレタル者并ニ重罪輕罪及違警罪ニ
付他ノ裁判所ニ於テ刑ヲ言渡サレタル者ニ
シテ其住所又ハ現在地キ住ト所キナヲ地方裁判所
管内ニ有スル者ヲ登記ス

受刑人ノ氏名ハ單ニ一回之ヲ記シ後日ノ處
刑ハ備考ノ欄ニ追記ス
數人ニ對シ共同ニ公判ヲ爲シタルトキハ各
別ニ其氏名ヲ登記スヘシ
檢事局ニ送致シ來ル判決ヲ通知ハ類聚記録
ト爲ス(第三欄ノ「ロ」)
一記録中ニ完全ナル前科取調書アルトキハ
備考ノ欄ニ之ヲ指示スヘシ
第十七條 刑事控訴事件ノ帳簿ハ書式第九號
ニ從ヒ之ヲ作ル第一欄乃至第五欄ハ記錄到
來ノトキ直チニ之ヲ記シ第六第七第八ノ三
欄ハ控訴審終局ノ後之ヲ記ス
終局ノ種類ヲ證明スヘキ欄ハ(第六欄ノ「イ」「ロ」)

「ハ」區裁判所ノ記録號ニ用ヒタル文字(第二欄「ロ」ヲ記入スルヲ以テ之ヲ爲シ欄ハ唯一ノミヲ用ユ控訴審ニ於テ判決ナク手續終局シタルトキハ(刑事訴訟法第二百四十六條)第六欄ノ「イ」及「ロ」ヲ用ヒス

判決ノ要旨ハ解スヘキ略語ヲ以テ帳簿ニ記スルコトヲ得

第十八條 檢事局ニ宛タル他ノ官廳ノ囑託ニ關スル書類ハ書式第十號共助事件簿ニ記スヘシ

記録號ハ帳簿ノ進行番號ニ「キシ」ノ文字ヲ加ヘ之ヲ作ル檢事局ニ於テ成立チ囑託官廳ニ遞付セサル書類ハ類聚記録ト爲ス

共助事件終局スルトキハ總テノ關係書類ヲ囑託官廳ニ遞付スルヲ例トス

第十九條 物品受渡簿ハ區裁判所檢事局書記規則第十六條ノ規程ニ從ヒ之ヲ作ル受付又ハ遞付ノ命令ハ檢事又ハ裁判所ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第四節 附則

第二十條 刑事ノ統計表調製ニ付テハ現行ノ規則又ハ後來定ムル所ノ特別ノ規則ニ從フヘシ

第二十一條 從前ノ規則ニ從ヒ終局スヘキ事件ニ付テハ帳簿ノ記載其他書記ノ事務ニ付テノ現行ノ規則ニ從フヘシ但本規則第十二

條及地方裁判所書記規則第二十八條ニ掲ケ
タル裁判所書記及検事局書記ノ事務區域ニ
關スル規程ハ之ヲ斟酌シテ適用スヘキモノ
トス若シ事務區域ニ付疑アルキハ控訴院長
及検事長之ヲ協議規定スヘキモノトス

及
ト
關
ス
ル
規
程
ハ
之
ヲ
斟
酌
シ
テ
適
用
ス
ヘ
キ
モ
ノ
ト
ス
若
シ
事
務
區
域
ニ
付
疑
アル
キ
ハ
控
訴
院
長
及
検
事
長
之
ヲ
協
議
規
定
ス
ヘ
キ
モ
ノ
ト
ス

書

式

(用紙美濃紙)

番號	簡規條則	名稱	符號文字
一	五	日記	
二	七	庶務記錄帳簿	
三	八	定期簿	
四	一〇	執達委任簿	
五	一一	檢事關係訴訟事件簿	ほ
六	一四	前手續事件簿	へ
七	一五	刑事事件簿	ちど
八	一六	受刑人見出簿	
九	一七	刑事控訴事件簿	り
一〇	一八	共助事件簿	キシ

書式目錄

	二	一	一	號 番 行 進 年 每
	二	二	二	日 月 ノ 來 到 類 書
	二(ち)三	二(ち)三	三	號 錄 記
	何 某	何 某	四	ノ 差 出 人 氏 名
	告 發 某	二九 告 訴 二二 三三	五	大 ノ 書 要 面
	某	某	六	氏 ノ 事 檢
	一五	〇 一 三	七	日 月 ノ 令 命
			イ	申 立
			ハ	モ 下 直 申 立 ノ タ シ 却 直 立 モ 致 二 轄 二 直 立 ノ ル シ 送 應 管 特 特 達 ノ 進 事 事 特 特 達 進 事 事 救 復 達 進 事 事 權 權
			イ	先
	〇 一 三		九	日 月
			十	終 局 ト シ テ 記 錄 ニ 附 シ タル 月 日

一 此日記ハ一ヶ月毎ニ之ヲ作ル事務僅少ナル檢事局ニ於テハ一帳簿中ヲ區別シテ之ヲ記スルコトヲ得

一 第一欄ハ一年ニ取扱フ事件ノ數ヲ見ルモノニシテ取扱事件ノ順序ニ從ヒ數ヲ逐テ記入スルモノトス以下毎年進行番號ノ欄皆同シ

一 第三欄ノ記録號トハ規則第四條ニ規定スルモノヲ謂フ以下記録號ノ欄皆同シ

一 第二欄第七欄第九欄第十欄ノ月日ヲ記入スルニ年ヲ跨ルトキハ年ノ數ヲ傍記ス(例ヘハ明治二十三年一月五日ナレハ「二三」ト記スルノ類ノ如シ)以下月日ヲ記入スルノ欄皆同シ

一 第八欄第九欄ハ書類ノ裁判所ニ止マラサルトキニ用ヒ第十欄ハ書類ノ裁判所ニ止マルトキニ用ユルモノニシテ第九欄ニハ記録遞付先ト月日ヲ記入シ第十欄ニハ處分濟ノ書類ヲ記録ニ

編入スル月日ヲ記入ス
 第八欄ノ申立ハ告訴告發等ノ申立ヲ謂フ直チニ却下シタルモ
 ノトハ別ニ搜查ノ手續ヲ爲サス其申立ヲ却下シタルモノヲ謂
 フ直チニ管轄廳ニ送致シタルモノトハ別ニ搜查ノ手續ヲ爲サ
 ス其申立ヲ管轄ノ裁判所等へ送致シタルモノヲ謂フ
 特赦事件、復權事件トハ刑事訴訟法第三百二十六條及第三百三
 十一條ニ依リ進達スルモノヲ謂フ

第二號(規則第八條)

明治何年

庶務記録帳簿

某地方裁判所
 檢事局

令 類 聚

壹 伊 法 律 命

	二	一	一	號	番
	、	六	二	度	年
	、	司	三	記	
	、	法		錄	
	、	省		ノ	
	、	訓	四	冊	
	、	令		既	
	、	類		濟	
	、	聚	五	年	度
		一	六	ル	年
		永	七	ノ	終
		久		保	存
				備	
				考	

ノモルス關ニ通交務事

ノト廳官他口ノ貳

		一	一	號	番
		二 〇	二	度	年
		警 察 署 往 復 綴	三		記 錄 ノ 名 稱
		一	四	數	冊
			五	年度	既濟
			六	ル年	ノ終 保存
			七		備
					考

補 試 及 事 檢 イ ノ 參

		明治 二〇	一 二	號 度	番 年	記 錄 ノ 名 稱
		檢 事 何 某	三			
		一何 冊記 錄	四	數	冊	
		二三	五	年度	既濟	
		二九	六	ル年	ノ終 保存	
		免 職	七			備 考

一庶務記録ハ數節ニ分チ之ヲ登記ス例ヘハ

第壹節 法律命令及説明ノ類聚

壹ノイ 法律命令ノ類聚

壹ノロ 民事訴訟ニ關スルモノ

壹ノハ 刑事訴訟ニ關スルモノ

壹ノニ 訴訟費用ニ關スルモノ

壹ノホ 雜

第貳節 檢事局ノ構成及組織

貳ノイ 檢事局ノ構成及組織ニ關スルモノ

貳ノロ 他官廳トノ事務交通ニ關スルモノ

貳ノハ 管内區裁判所檢事局ノ監督ニ關スルモノ

貳ノニ 書記以下職員ニ關スルモノ

貳ノホ 圖書及什器ニ關スルモノ

貳ノヘ 雜

第參節 身分

參ノイ 檢事及試補

參ノロ 書記及雇

參ノハ 廷丁及小使

參ノニ 雜

第肆節 統計表諸報告

肆ノイ 刑事統計

肆ノロ 事務一覽表

肆ノハ 雜

一 第二欄ニハ記錄ノ年度ヲ記ス

一 第五欄ノ既濟年度トハ記錄ノ不用トナリタル年度ヲ謂フ

一 第六欄保存ノ終ル年トハ記錄ノ既濟トナリタル後其保存スヘ

キ年度ヲ謂フ以下保存ノ終ル年ノ欄皆同シ

定

明治何年

期

簿

第三號(規則第八條)

某地方裁判所

檢事局

局

日何月何

二	一	一	號 番 行 進 日 每	期
(~) 二三	(~) 二三	二	號 錄 記	
二	一	三	號 番 ノ 記 日	
某 事件	某ヨリ某 ニ 對 ス	四	標 ノ 事 目 件	日
一 午後	九 午前	五	刻 時 ノ 日 期	
同	某	六	事 主 付 期 日 ノ 任 テ ノ 氏 檢 ノ	
二〇	一〇	七	備 考 ノ 番 號 及 スル 日 記 終 局 ヲ 證	期
二	一	八	號 番 行 進 日 每	
(~) 二三 一五	(~) 二三 一〇	九	號 錄 記	
二	一	十	命 令 ノ 日 月 ノ 命 令	間
某 某 事件	某 某 事件	十一	標 ノ 事 目 件	
四〇	三〇	十二	號 書 類 ノ 番 號 又 ハ 取 扱 終 局 書 類	
		十三	備 考	

一 此定期簿ハ檢事局ヲ數部ニ分チタルトキハ各部毎ニ若ハ各部ノ書記毎ニ一冊ヲ作ル

一 第一欄第八欄ノ毎日進行番號ハ一日ニ取扱フ事件ノ數ヲ見ルモノニシテ取扱事件ノ順序ニ從ヒ日期期間毎ニ數ヲ起シ順次數ヲ逐テ記入ス以下毎日進行番號ノ欄皆同シ

一 第三欄日記ノ番號ハ書式第一號日ニ記シタル書類ノ番號ニシテ檢事期日ヲ定ムルノ命令ヲ記シタル書類ノ番號ヲ謂フ

一 第七欄ニハ第三欄ノ書類ニ記スル命令ニ因リ成立チタル書類等ノ番號即チ日記一書式第二號ニ記スヘキ番號及備考ヲ記入ス若シ期日前事件結了シタルトキハ其事由ヲ記入シ期日ニ處分ヲ要セサルコトヲ表ス

一 第十欄「イ」ニハ日記一書式第二號ニ記シタル書類ヲ記シタル命令ノ番號ヲ記入シ「ロ」ニハ命令ノ月日ヲ記入ス

一第十二欄ニハ第十欄ノ書類ニ記スル命令ニ因リ成立チタル書
 類等ノ番號ヲ記入ス別ニ成立ツ書類ナキトキハ第十欄ノ書類
 ノ番號ヲ記入ス若シ期間前ニ事件結了シタルトキハ其事由ヲ
 第十三欄ニ記入シ期間ニ處分ヲ要セサルコトヲ表ス

第四號(規則第十條)

明治何年

執達委任簿

某地方裁判所
 檢察事局

毎日 進行 番號	月日	號	記 錄	刑事被告人ノ氏名	返納 月日
一	二 三	二	三	何 某	五
二	一 六	二	三	何 某	八

- 一 此委任簿ハ檢事局ヲ數部ニ分チタルトキハ各部ニ於テ執達吏毎ニ一冊ヲ作ル
- 一 第二欄ニハ書記月日ヲ記入シ執達吏領收ノ證トシテ之ニ捺印ス
- 一 第四欄ニハ刑事被告人ノ氏名ヲ記入ス
- 一 第五欄ニハ送達證書ノ正本ヲ書記課ニ返納シタルトキ又ハ交付證書ヲ書記課ニ差出シタルトキ書記其月日ヲ記入ス

明治何年

第五號(規則第十一條)

檢事關係訴訟事件簿

法

某地方裁判所

檢事局

局

「ロ」ノミヲ用ユ

婚姻事件ノ訴ニ養子縁組事件ノ訴ヲ併合シタルトキハ第廿三年法律
第百二號第

條三 一事件トシテ主タル欄ニ記入ス

一 第十欄「イ」ノ既濟年度トハ記録ヲ既濟トシテ藏置スル年度ヲ
謂フ以下既濟年度ノ欄皆同シ

第六號(規則第十四條)

明治
何年

前
手
續
事
件
簿

某地方裁判所
檢事局

四	三	二	一	一	進行	毎年
住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	又ハ現在地	被告人ノ氏名	事實
二一		二〇	四一	日 月	命 令	ノ取
				月 日	止 シ	手 續
芝				日	廳 名	區裁判所 檢事局 ニ記録 ノ遞付
二三				日	月	
	求審テト輕二一 ムヲ豫シ罪一ノ	求審テト輕二一 ムヲ豫シ罪一ノ	求審テト輕二一 ムヲ豫シ罪一ノ	六	訴起ノ事檢	公判
				七	月 日	呼 出
	二一	二一	二一	八	月 日	豫 審
		(ち)	(せ)	イ	ス付ニ判公 (ノ判區又番進 名所裁ハ號行)	ノ豫 決審
			免訴 二一 二五	九	スセ付ニ判公 (旨要)	定終 結
				イ	度年濟既	記
				十	年ル終ノ存保	録
				十一	備考	
	送所某リ違年 付地同ノ月日 ス記方月言 録裁何演 マ判日管					

一 第三欄ニハ警察官等ニ命令シ犯罪ノ捜査ヲ爲サシメタル場
合ニ於テ其捜査ヲ命令シタル月日ヲ記入ス第四欄ニハ捜査
ノ手續ヲ停止シ起訴セサルコトニ決シタル月日ヲ記入ス
事實ノ取調ヲ爲シタル事件ニシテ豫審ヲ請求シタルトキハ
第三欄ノ月日ヲ抹消ス

一 第五欄ニハ被告事件ヲ區裁判所檢事局ニ送致スルトキ其廳
名月日ヲ記入ス但豫審判事ノ區裁判所ニ移ス決定ニ依リ送
致スルモノハ第九欄「イ」ニ記入ス

一 第六欄ニハ豫審又ハ直チニ公判ヲ請求シタルコト及其月日
ヲ記入ス

一 第七欄ニハ直チニ公判ヲ請求シタルモノニシテ呼出狀ヲ發
シタル月日ヲ記入ス

一 第九欄「イ」ノ小欄ニハ公判ニ付スルノ決定及區裁判所ニ移ス

ノ決定ヲ記入ス公判ニ付スルノ決定ノ場合ニ於テハ刑事事件簿ノ進行番號ヲ記入シ區裁判所ニ移スノ決定ノ場合ニ於テハ其廳名ヲ記入ス「ロ」ノ小欄ニハ免訴ノ言渡等ヲ記入ス
 一 檢事實ノ取調ヲ爲シタル後他ノ地方裁判所等へ送致シタル事件ハ備考ノ欄ニ其事由ヲ記入ス
 豫審判事管轄違ノ言渡ヲ爲シタルモノモ亦同シ

明治何年

刑事事件簿

第七號(規則第十五條)

と、ち

某地方裁判所
 檢事局

九	一ノ	九	一ノ	二三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
現在地身分職業 何某	現在地身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某	住所身分職業 何某
竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜	竊盜
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち
一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ	一ノ
重禁錮 一月	重禁錮 一月	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年	重禁錮 一年
要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨	要旨
一月	一月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九	二三二九
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

第一欄ニハ公判ノ爲最初呼出狀ヲ發シタル月日ヲ記入ス
 第四欄ニハ罪名ヲ記入スルトキ數罪俱發ノモノアルトキハ
 其重モノナルモノヲ記入ス
 第六欄ニハ其小欄ノ區別ニ從ヒ手續ノ終局區別ヲ見ル爲ニ
 各事件ノ符號文字ヲ記入ス
 「イ」ノ小欄ニハ總テ本案ノ判決ヲ爲シタル事件ヲ記入シ「ロ」ノ
 小欄ニハ總テ判決ナク終局シタル事件ヲ記入シ「ハ」ノ小欄ニ
 ハ控訴ノ上終局シタル事件ヲ記入シ「ニ」ノ小欄ニハ上告ノ上
 終局シタル事件ヲ記入ス
 控訴審ニ於テ原判決ヲ取消シタルトキハ備考ノ欄ニ之ヲ略
 記ス上告審ニ於テ原判決ヲ破毀シタルトキモ亦備考ノ欄ニ
 之ヲ略記シ且上告裁判所其事件ヲ自ラ判決シ又ハ原裁判所
 或ハ他ノ裁判所ニ移シタルコトヲ記入ス

第七欄「ロ」ノ小欄ニハ確定シタル刑名刑期及金額ヲ記入ス若シ罰金科料ヲ禁錮拘留ニ換エタルトキハ其刑期ヲ傍記シ備考ノ欄ニ其事由ヲ記入ス

第八號(規則第十六條)

明治何年

受刑人見出簿

某地方裁判所
檢事局

進行 番號	刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名 身分職業住所又ハ現在地	刑事々件ノ見出	刑事簿		備考
			符號文 字及進 行番號	冊 丁	
一	住所身分職業 伊藤三五郎	一	一三三 ち	一	備 考
二	住所身分職業 石田太藏	一	一三五 ち	一	

一 第三欄「イ」ノ小欄ニ刑事々件簿トアルハ地方裁判所ノ刑事事
 件簿ヲ謂ヒ同欄中進行番號トアルハ同事件簿ニ記載シタル
 進行番號ヲ謂フ
 又「ロ」ノ小欄ノ類聚記録トハ検事局ニ送致シ來ル判決ノ通知
 ヲ類聚記録ト爲シタルモノヲ謂フ

刑事控訴事件簿

明治何年

第九號(規則第十七條)

某地方裁判所
檢事局

り

毎 年 進 行 番 號		區 裁 判 所	
一	二	一	二
芝	麴町	一	二
三〇	四八	一	二
業 何 某	職 業 何 某	住 所 身 分 職 業	住 所 又 ハ 現 在 地
二ノ	三ノ	日	月
一〇月	一五	要 旨	第一審ノ判決
重禁罰二	竊 盜 重禁罰二 月監視一	ル 者	控 訴
は	は	モニル	終 局
ハ	ハ	モニル	モニル
二ノ	三ノ	日	月
一五	二二	要 旨	第二審ノ判決
重禁罰一	重禁罰一 月監視一	先	記 録 ノ 遞 付
所 檢 事	所 檢 事	日	月
一六	二二	備 考	

一 第六欄「イ」ノ小欄ニハ刑事訴訟法第二百六十條ニ依リ控訴ヲ棄却シタルモノヲ記入シ「ロ」ノ小欄ニハ其他ノ判決ヲ記入ス「ハ」ノ小欄ニハ控訴ノ取下ヲ爲シタルモノ等ヲ記入ス(刑事訴訟法第二百四十六條)

一 第八欄ニハ記録ヲ原裁判所ニ返還スルトキ其廳名及月日ヲ記入ス(刑事訴訟法第二百四十九條)

キ
シ

共
助
事
件
簿

明
治
何
年

第
十
號
(
規
則
第
十
八
條
)

某
地
方
裁
判
所

檢
事
局

Faint red-inked text in the right-hand column, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading.

一	二	一	一	每年
二	一〇	一	四	進行 年月ノ
三	檢事局	横濱地方	浦和地方 檢事局	囑託 官廳
四	強盜	持兇器	竊盜	標目ノ事件
五	(五) 五	(三) 二	(三) 二	囑託 官廳ノ事務番號
六	査ノ件	某所在搜	某勾引ノ件	要旨ノ囑託
七	方ヲ指揮ス	年月日某警察署へ所在捜査	年月日某警察署へ勾引方ヲ指揮ス	命令ノ要旨
八	一ノ二〇	横濱		終局ノ爲 記録ヲ遞 付シタル 官廳ノ名 及其月日
九			被送人ヲ告 送傳 ス	其他ノ終 局方及 其月日
				備考

一第四欄「ロ」ノ小欄ノ事務番號トハ規則第五條ニ規定スルモノヲ謂フ

